

令和8年第4回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和8年4月20日(月) 午前9時30分

東浦町役場 第1会議室

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和8年第3回定例会会議録承認

日程第 2 議案第19号 東浦町教育委員会名義後援について「子どもの連れ去り防止を考える講演会」 【教 育 課】

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第14号 令和8年第1回東浦町議会定例会における一般質問及び回答について 【教 育 課】

日程第 5 報告第15号 東浦町教育委員会職員数について 【教 育 課】

日程第 6 報告第16号 区域外就学許可者及び指定学校変更許可者について 【教 育 課】

日程第 7 報告第17号 東浦町教育支援委員の選任について 【教 育 課】

日程第 8 各課報告

閉 会

_____ 時 _____ 分

次回

第5回定例会

令和8年5月13日(水) 午前9時30分

場所 東浦町役場 南会議室2

自由討議

議案第 19 号

東浦町教育委員会名義後援について

次の事業について、東浦町教育委員会名義後援を承認するものとする。

令和 8 年 4 月 20 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

事業の名称 東浦町教育委員会名義後援について
「子どもの連れ去り防止を考える講演会」
事業の主催 大府ワクワクの会
実施日 令和 8 年 7 月 4 日（土）
時間 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
場所 メモリー とんがったスタイル 文化センター
対象 全地域住民

提案理由

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準に基づき、提案するものである。

参考

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準

(審査事項)

第4条 事業の審査事項は、次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 主催者は、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 国及び地方公共団体並びにこれらの関係機関
 - イ 東浦町から補助金を受けている学校教育、社会教育及び社会体育関係団体等並びにその下部組織
 - ウ 過去において、教育委員会が後援した実績のある者
 - エ その他教育長が特に認めた者
 - (2) 開催又は開設において、保健衛生及び災害防止について十分な安全対策が講ぜられていること。
 - (3) 入場料、参加料は、原則として徴収しないこと。徴収する場合は、実費程度であること。
 - (4) 原則として団体の拠点又は事業の開催地が本町を含む知多半島5市5町又は衣浦定住自立圏形成市町であること。対面で開催されない事業に関しては、参加者は主として同区域の住民であること。ただし、教育委員会が特別な理由を認めたときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず当該事業が次の各号いずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しない。
- (1) 営利を目的として行われる事業
 - (2) 特定の政党又は宗教団体及びこれらに準ずる組織の後援・推薦等を受けている団体が主催する事業
 - (3) 教育の中立性を損なう恐れのある事業
 - (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
 - (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れのある事業
 - (6) 暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催、又は関与すると認められる事業
 - (7) 前各号に挙げる事業のほか、教育長が支障があると認めた事業
- 3 教育長は、前条の審査において、必要に応じて教育委員会委員と協議し、承認の可否を決定することができる。

令和8年4月 教育長報告
(行事報告)

【日付】	【報告内容】
4月1日(水)	町職員辞令交付式 教職員発令通知式・新任受入式
4月5日(日)	東浦町消防団入退団式
4月8日(水)	入学式(緒川小学校)
4月9日(木)	入学式(西部中学校)
4月10日(金)	学校経営会議
4月13日(月)	更生保護女性会総会
4月14日(火)	日比国交正常化70周年記念壁画除幕式
4月15日(水)	教頭会議 共同学校事務室運営委員会
4月16日(木)	町村教育長役員会 教務主任会
4月17日(金)	全国町村教育長会理事会
4月19日(日)	ボーイスカウト上進・入隊式
4月20日(月)	第4回教育委員会定例会

令和 8 年
第 1 回東浦町議会定例会
一般質問及び回答

質問者（質問順位 4）大川 晃 議員

2．生ごみの資源循環サイクルの構築について

本町では、町内 10 校の小中学校の給食を、学校給食センター方式により調理しています。その過程で発生する残渣につきましては、現在、クリーンセンターへ搬入し、有償で処理していると承知しています。

一方で、全国的には、焼却に頼る処理から、発生抑制・減量化・再資源化へと転換を図り、循環型社会を目指す取り組みが進められています。本町においても、環境負荷の低減と処理コストの削減を同時に実現できる方策について、検討を深める必要があると考えます。

そこで今回提案したいのが、バイオ式生ごみ処理機を活用した「生ごみの資源循環サイクル」です。この処理機は、独自のバイオ菌の働きにより、給食残渣などの生ごみを投入すると、約 24 時間後には重量でおよそ 80% まで減量することができます。残りの 20% は、堆肥や土壌活性剤として再利用が可能とされています。

仮に学校給食センターで発生する残渣を、このバイオ式生ごみ処理機で処理することができれば、クリーンセンターへの搬入量を大幅に削減でき、処理費用の抑制や焼却量削減による環境負荷の低減が期待できます。

また、本町では酪農業が営まれており、生成された処理物を牛糞などと混合することで、地域内で循環する堆肥として活用することも考えられます。これにより、給食残渣が「ごみ」ではなく、「地域資源」として再生される循環の仕組みを構築することが可能になります。さらに、にょいの軽減効果も確認されていることから、周辺住民に対する環境面での効果も期待されます。

加えて、子どもたちが、自分たちの食べ残しが資源として循環し、再び地域の農業を支える一端となる過程を学ぶことは、持続可能な社会を担う人材育成の観点からも大変意義深いものと考えます。そこで生ごみの資源循環サイクルの構築について本町の見解を伺います。

（1）昨年度において、学校給食センターから発生した残渣等の処理量と、その廃棄費用について伺います。

（2）バイオ式生ごみ処理機の導入により、減量効果や環境負荷低減、さらには地域内での資源循環が期待されます。試行的な取組として、学校給食センターで発生した残渣を、バイオ式生ごみ処理機を導入して処理する考えについて、本町の見解を伺います。

【回答】

ご質問2点目の「生ごみの資源循環サイクルの構築」についてお答えします。

(1)の「昨年度において、学校給食センターから発生した残渣等の処理量と、その廃棄費用」についてです。

昨年度において、学校給食センターで発生した残渣等の処理量は、6万3千290キログラムでした。これらの廃棄物は、毎日東部知多クリーンセンターへ運搬して適切に処理しています。なお、廃棄にかかった費用は、126万5千800円でした。

次に、(2)の「試行的な取組として、学校給食センターで発生した残渣を、バイオ式生ごみ処理機を導入して処理する考え」についてです。

バイオ式生ごみ処理機を導入した場合、生ごみの減量化、環境負荷の低減、堆肥の活用による資源循環型社会の形成が期待されます。

一方で、導入に当たってはいくつかの課題があります。バイオ式生ごみ処理機の運用には、日常的な管理・点検、監視作業が必要となり、業務量の増加が見込まれます。

また、給食センターは衛生管理を最優先とし、衛生面に細心の注意を払う施設であり、異物混入リスクへの対応は非常に重要です。そのため、生ごみの処理中に伴う「臭気(しゅうき)」や「害虫の発生」も課題と考えられます。

導入を検討する上では、生ごみを処理機に投入する際の作業動線や、生成された堆肥の保管方法などに関して適切な対策を講じることも求められます。加えて、生成された堆肥については、二次発酵場所が必要となることから、受け入れ先や活用先の確保も整理する必要があります。

学校給食センターでは、一定量の残渣が発生し、処理費用も生じていることから、生ごみを資源等として循環させる取組は大変重要なことであると考えています。

これらの課題を踏まえて、バイオ式生ごみ処理機の活用の可能性とともに、バイオマス発電での活用など他自治体の取組事例を調査し、費用対効果も含め町の環境施策として資源循環の観点から、より効果的な方策を研究していきます。

質問者（質問順位 8）秋葉 富士子 議員

1. 学校給食について

日本の学校給食制度の中心となる「学校給食法」は昭和 29 年 6 月 3 日制定、施行され、その後平成 20 年 6 月 18 日改正、平成 21 年 4 月 1 日施行されました。一般社団法人全国学校給食推進連合会によると、この法律の第 2 条に「学校給食の目標」として「7 つの目標」が掲げられています。その内容は 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。となっています。本町においてもこの目標の実現を目指し、給食の提供を実施していると理解しています。近年では給食費の無償化が話題となってきており、それも含め、本町が学校給食においてどのような取組をしているのか、またしようとしているのか住民の関心も高まっていると考えます。その中から以下について質問いたします。

（1）給食費について

ア．本町の給食費についての考えを伺います。

イ．昨年 12 月 18 日、教育の在り方に関する自民、日本維新の会、公明の 3 党実務者は学校給食の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）で令和 8 年 4 月から児童一人当たり月 5,200 円を支援することで合意し、国は 12 月 19 日いわゆる給食無償化に向けた制度設計に関する方針を通達しました。これが実施された場合の小学生の負担額について伺います。同様に中学生の負担額についても伺います。

ウ．アレルギー食対応の現状、給食費の負担について伺います。

（2）本町の教育委員会事務点検・評価報告書の給食センター運営事業の目的に食育の推進（地産地消）との記載がありますが、具体的な内容について伺います。

- (3) 学校生活において児童生徒に美味しい給食、楽しい給食を提供することは重要だと考えます。これについてどのような取組を実施しているか伺います。
- (4) 不登校児童生徒に給食を提供することは、子どもの栄養面、外出へのきっかけづくり、家庭への支援等の観点から有効であり、その取組を始めている自治体があります。本町でも同様の取組を提案しますが、見解を伺います。

【回答】

ご質問1点目の「学校給食」についてお答えします。

(1)アの「本町の給食費の考え」についてです。

学校給食の実施に必要な経費の負担については、学校給食法第11条第2項に基づき、食材料費は保護者の負担とされています。一方、給食施設の設備費、修繕費及び人件費については、同法第11条第1項及び同法施行令第2条に基づき、学校の設置者の負担とされています。光熱水費については、法的には保護者負担に区分されていますが、国の通知において、学校の設置者が光熱水費を負担することが望ましいとされているため、町の予算で負担しています。これらの費用負担の考え方にに基づき、学校給食を安定的に提供しています。

また、昨今の物価高騰下においても食材の安定供給を確保するため、米飯(べいはん)や牛乳等の基本物資については、公益財団法人愛知県学校給食会を通じて、他自治体と共同購入を行い、スケールメリットを生かして食材料費の抑制と品質の確保に取り組んでいます。

その上で、食材料費の価格動向を踏まえ、東浦町学校給食センター運営委員会において、給食費の在り方を審議し、持続可能な運営に努めています。

次に、(1)イの「国による学校給食の抜本的負担軽減が実施された場合の小学生及び中学生の負担額」についてです。

今年4月から国の施策として、「公立小学校への学校給食費の抜本的な負担軽減施策」が開始され、国及び県の負担軽減額は、児童一人当たり月 5,200 円、年間 57,200 円の補助が措置される予定です。

しかしながら、本町の来年度の給食提供日数を前提に全食数を喫食した場合の年間給食費は、60,360 円となる見込みであり、国及び県からの補助に不足が生じる見込みとなっています。

そのため、本町では小学校給食費について、更なる保護者負担を軽減する目的で、来年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、無償化を実現する予算を、本定例会に提案しているところです。

また、中学校給食費については、現時点で国による同様の抜本的負担軽減施策は実施されませんが、国が「小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題

の整理を行った上で検討」としていることを踏まえ、本町としては、国の動きに先行して来年度は1食当たり 20 円、年間最大 6,040 円を、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保護者の経済的負担軽減を図る予定です。

なお、小学校給食の無償化を実現した場合でも、始業式や終業式で給食を提供できる体制を継続するとともに、食材の質を低下させることなく、栄養基準に沿った給食を提供していきます。

次に、(1)ウの「アレルギー食対応の現状、給食費の負担」についてです。学校給食の提供における食物アレルギー対応については、「東浦町食物アレルギー対応マニュアル」に基づき実施しています。本マニュアルは、小中学校間で共有し、アレルギー対応の基本的な取組を統一することにより、同水準で安全かつ適切にアレルギー対応が実施できる体制整備を目的としています。

現在、本町の学校給食での食物アレルギー対応としては、「乳・卵・小麦」の除去食、牛乳の代替として調整豆乳の提供及びアレルギーを含む献立の無配膳を行っています。

また、除去食の提供を希望する児童生徒の保護者に対しては、学校給食センターで栄養教諭が毎月1回面談を行っています。その際、主治医の診断に基づき、家庭での食事療法など改善に向けた取組を行っていることを確認しています。その上で、除去食提供の可否を判断し、児童生徒の安全を最優先に対応しています。

なお、本町の学校給食は、主食、牛乳、おかず3品を基本とした1食単位で提供していることから、除去食・牛乳代替食の提供や一部弁当持参の場合でも、給食費の増減は行っていません。

次に、(2)の「食育の推進(地産地消)の具体的な内容」についてです。

本町では、学校給食を通じて児童生徒の健やかな成長を支えるために、「食育の推進」を重要な施策として位置付けています。特に「地産地消」及び「食文化の継承」を柱に掲げ、地域の食文化及び農業への理解と関心を高める取組を進めています。

2005年6月の食育基本法施行を踏まえ、全国的な取組として毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」と定められています。

本町では児童生徒に地域への理解を深めてもらうため、「食育の日」には愛知県で収穫された食材を使用した献立や、愛知県の郷土料理を提供しています。また、例年1月24日から30日までの全国学校給食週間に合わせて、全国の郷土料理を取り上げています。今年度は、今年9月に開催されるアジア競技大会・アジアパラ競技大会の機運(きうん)醸成(じょうせい)につなげるため、中国・フィリピン・韓国・ベトナムの料理を給食向けにアレンジして提供しました。

さらに、教育課と商工農政課とが連携し、東浦町産の食材を積極的に学校給食

へ取り入れています。具体的には、9月2日に「朝採れの種あり巨峰」を提供したほか、2月16日から20日までの1週間を「地産地消ウィーク」と称して、東浦町産のキャベツ及びブロッコリーを使用した給食を提供しました。今月には東浦町産のいちごの提供を予定しています。来年度は、ぶどう、大根(だいこん)、冬瓜(とうがん)、キャベツなど特別な食材提供を4回、お米、ぶどうの収穫体験を2回計画しています。

このほか、栄養教諭が小中学校で行う「食の指導」では、小学校5年生を対象に「食料自給率を上げるために自分ができることを考えよう」をテーマとして、授業の中で地産地消について学ぶ機会を設けています。

次に、(3)の「美味しい給食、楽しい給食への取組」についてです。「美味しい給食」の提供に向けて、料理を温かいものは温かく、冷たいものは冷たい状態で提供できるように、二重(にじゅう)保温(ほおん)食缶(しょっかん)を使用して、学校給食センターから小中学校へ配送しています。

なお、献立に応じて鶏ガラや豚骨、削り節を使ってだしを取り、素材を生かした給食を提供しています。

栄養教諭は日頃から児童生徒との会話、給食時間の様子、残菜量の確認を通じて嗜好(しこう)を把握し、献立改善に役立てることで、より美味しい給食の提供に努めています。

さらに、「楽しい給食」を意識し、児童生徒が食事を楽しめる工夫も行っています。例えば、季節のイベントに合わせた行事食や「セレクトデザート」の取組により、複数のデザートから自分で選べる楽しみを提供することで、食への関心を高めています。また、パンにおかずを挟んだり、ご飯を海苔で巻いたりするなど、児童生徒が自分で組み合わせて作って食べる楽しさを加え、給食時間をより豊かなものにしていきます。

加えて、栄養教諭は栄養基準を満たした給食を丁寧に考案し、栄養バランスの整った献立の提供を通じて、成長期の児童生徒の健康を支える重要な役割を果たしています。

今年度の2学期終業式の日には、式日に初めて給食の提供を行いました。当日は、学校ごとに児童会や生徒会が中心となって、児童生徒が楽しい給食の時間を過ごせるよう、アイデアを凝らした催し物を行い、特別な時間を作り上げてくれました。

給食を通じて食文化や地域の魅力に触れる機会を増やすため、地元特産物を活用した献立や食育活動を積極的に取り入れています。楽しい雰囲気の中で心身ともに満足感を得られる給食の提供を目指し、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりを進めています。

次に、(4)の「不登校児童生徒への給食提供を通じた取組」についてです。

近年、全国各地で不登校児童生徒への支援が重要な課題となっている中、他自治体では、給食をきっかけに、外出等につなげる取組例もあります。

本町においては、不登校の児童生徒やその家庭を支援するため、校外教育支援センターの「ふれあい教室」を設置し、相談支援、心のケアや学びの場を提供しています。

「ふれあい教室」では、希望する児童生徒に対して、事前に申し込みを行うことで、給食の提供を受けられる運用を既に実施しています。

また、2学期終業式の日給食提供では、ある学校から、不登校の子どもが「この特別な給食を楽しみに学校に来た」という心温まるエピソードの報告を受けています。

「給食」は、児童生徒にとって学校生活の中での思い出深い大事な場面となります。今後も、このような取組を通じて、児童生徒に安心感を届けられることを目指していきます。

質問者（質問順位 10）前田 明弘 議員

1. がんばってみえる町内の小・中学校の先生方

昭和で換算すると 101 年の今年、まだ学校現場での教員の職業に対してはブラックと呼ばれる方々も多い。本当にそうであろうか。自分としては、将来の日本を背負っていく若者に対し、教育は未来へつなぐ希望の輪であり、また教えることは人間教育の根源であると考えます。今後教員を目指す若者に対しては、将来の夢や希望に誇りをもって精進することを期待する。教員の職業は光り輝く虹であると思う。こんなに素晴らしい天職はありません。そこで伺う。

- (1) 町として目指す理想の教員像について見解を伺う。
- (2) 特別支援教育は、教育において非常に重要であり教育の原点と考えますが、町として重要性をどのように捉えているか見解を伺う。
- (3) 家庭での教育の大切さと学校との連携について見解を伺う。
- (4) 児童生徒と社会全体のゆとりの確保について見解を伺う。
- (5) 学校と地域の関係について、どのような課題があるのか伺う。

【回答】

ご質問1点目の「がんばってみえる町内の小・中学校の先生方」についてお答えします。

(1)の「町として目指す理想の教員像」についてです。

まず何よりも、児童生徒一人一人を深く理解し、その思いに寄り添おうとする感性を持つことが、理想の教員像の前提であると考えます。

また、単に知識や技能を指導するだけでなく、児童生徒が自ら成長しようとする意欲を引き出し、安心して学べる教育環境を整える意志を持つことが求められます。

社会の変化が激しい現代においては、教員自身が学び続ける姿勢を持ち、時代の要請や多様化する教育課題に柔軟に対応する力も必要です。まさに「学び続ける者だけが、学び続ける子どもを育成できる」と言えます。

加えて、保護者や地域、関係機関と連携・協力しつつ、学校を核としたチームの一員として児童生徒の成長を支える意識を持ち、さらに児童生徒の心身の状態や学校・地域社会の在り方を的確に捉える観察力を備えることが、理想の教員像として欠かせません。こうした力を基に、子どもたちの未来や社会の動向を見据えて適切な教育支援の具体策を実践することが重要です。

このような「町として目指す理想の教員像」を実現するためには、教員自身が心

身ともに健康であることが非常に重要です。持続的に児童生徒の学びや成長を支えるには、自分自身の心と体の健康を維持し、自分の状況を振り返る余裕を持つことが不可欠です。

このような力を備えた教員こそ、これからの時代にふさわしい理想の教員像であると考えています。

次に、(2)の「特別支援教育は、教育の原点と考えますが、町として重要性をどのように捉えているか」についてです。

学校訪問の指導案集の中には、特別支援学級の指導案が含まれており、その内容は通常学級のものとは明確な違いがあります。

特別支援学級の指導案には、学級の実態が記載されている中で、学習を進める際に、児童生徒が「つまづく可能性のあるポイント」が示され、それを乗り越える具体的な方策が児童生徒一人一人の実態に応じて詳細に記されています。

また、学習過程においても、活動内容が児童生徒一人一人の状況に応じて個別に記述されています。このように、特別支援学級の担任の先生方が行う指導には精密さと配慮があり、その尽力には敬意を表します。

特別支援教育が「教育の原点」と言われる理由は、児童生徒一人一人の違いを正確に理解し、その違いに応じた支援と指導を行うという教育の本質を体現している点にあると考えています。

学習の進度や特性、感じ方は、それぞれの児童生徒で異なります。そして、特別支援教育ではその個人差を丁寧に捉え、一人一人に合った適切な方法で支援することを重視しています。この姿勢は、すべての教育活動において最重視されるべきものであり、まさに教育の根幹をなすものです。

本町が進める個別化・個性化教育もこの理念に基づいており、教育の中心に児童生徒一人一人を据え、適切に対応することを目指しています。

教育とは、すべての児童生徒に同一時間内で同じ方法を画一的に押し付けるものではありません。一人一人の興味・関心、理解度、特性、さらには置かれている環境を丁寧に把握し、その子に最適な関わりや支援を行うことが重要です。特別支援教育は、まさに「一人を粗末にすると、教育はその輝きを失う」という基本理念に基づき、教育の原点そのものだと言えます。

特別支援教育においても、児童生徒一人一人の良さや可能性を最大限に伸ばすことを目指しています。この理念の背景には、すべての子どもに学ぶ権利があるという信念と、誰も取り残さないという強い意志が存在します。一人一人の実態に応じた教育を提供し、児童生徒が持つ可能性を少しでも伸ばすことこそが、特別支援教育の本質であり、それは教育の理想・原点であると考えています。

次に、(3)の「家庭での教育の大切さと学校との連携」についてです。

家庭教育、学校教育、そして社会教育がそれぞれの役割を果たしながら balan

スよく連携していくことは、子どもたちの健やかな成長だけでなく、豊かな人間性の育成においても重要です。そのため、これらが一体となって子どもたちを支える仕組みを構築することが必要です。

家庭教育は、子どもが初めて教育を受ける場であり、人生の礎となる人間的な基盤を築く重要な役割を果たします。家庭教育の中では、親や家族との温かい愛情や信頼関係を受け、規範意識や基本的な生活習慣、礼儀や社会のルールを自然な形で学んでいきます。これらの学びは、子どもたちが将来、社会人として自立し、健やかに人生を歩んでいくための土台として非常に重要なものです。

学校は、子どもたちが集団生活の中で社会性を身につける場であり、知識を深めるとともに、思考力や判断力を育む貴重な環境です。家庭教育で培った基本的な生活習慣や価値観を基に、学校ではさらに多様な学びを通じて子どもたちの個性や能力を伸ばしていくことができます。また、学校は家庭で十分にカバーしきれない、社会の一員としての役割や責任感の大切さを学ぶ場で、より広い視野を持つことが可能となります。

家庭や学校で身につけた知識や能力は、実生活の中で実践することで、さらに深化させていきます。地域社会での活動はより多くの他者との関わりを深め、コミュニケーション能力や協調性を養い、同時に、社会の一員としての責任や役割をより強く自覚できる場となります。こうした経験を通じて、子どもたちは家庭や学校を超えた多様な価値観に触れ、人の中で自らを生かす力を一層醸成していきます。

子どもたちが健全に成長し、社会で生き生きと活躍するためには、家庭、学校、そして地域社会が一体となって連携し、それぞれが持つ教育の役割を効果的に果たしていくことが重要であると考えます。

次に、(4)の「児童生徒と社会全体のゆとりの確保」についてです。

「ゆとり」とは、単なる時間的な余裕だけではなく、一人一人の人生を充実させるために大切な時間です。

その本質は、他者と比較するのではなく、個々の価値観や目標を基盤にしながら、自分自身が主体的に考え行動できる心の余裕と深い充実感を得ることだと考えています。

子どもたちにとって、この「ゆとり」は、大人から一方的に与えられるものではなく、自らのペースで学び、考える時間の中で、徐々に醸成されるべきものと考えます。それは学業や課外活動だけでなく、自由な発想で創造力を磨き、自然体で人と関わりながら感性を豊かにしていく等、豊かな人生を過ごす基礎をなすための貴重な時間です。一人一人が異なる個性を持ち、その個性を尊重する姿勢が、社会全体でのゆとりの実現にとって、何よりも重要です。

しかしながら、社会全体に目を向けますと、現代は非常に速いスピードで物事が進む時代であり、効率や即時性が重視されることが多い環境となっています。

こうした状況の中で、一人一人の違いや個性を十分に尊重し、心身の成長に欠

かせない「ゆとり」を支える仕組みや風土づくりが必要です。すべての大人が率先して心のゆとりを大切に生活を送り、子どもたちにその姿を見せることが、社会の一員としての「ゆとりの確保」の第一歩であると考えています。

本町では、例えば、児童生徒一人一人に合わせたペースでの学びやすい環境づくりを進めるとともに、余暇時間を活用した創造活動や体験の機会を提供しています。また、地域では、子どもたちが学業や家庭以外で自己表現や交流を深められる場を広げるため、様々な交流プログラムや体験活動の実施に努めています。

今後も充実したゆとり時間を過ごせる環境づくりを推進し、子どもたちが自分のやりたいことを、自分のペースで進めることができる環境を充実させ、生涯にわたり充実感を持てる人生を歩める基礎作りを行っていききたいと考えています。

次に、(5)の「学校と地域の関係について、どのような課題があるのか」についてです。

子どもの健全な育成を促進するために、学校と地域が連携する場面は多くあり、学校が地域の方々をお願いや協力を依頼する場面もあります。

しかしながら、協力いただける地域の方々に限られていることや、特定の方々に負担が集中しているという課題があります。

この課題の解決に向けて、本町では町内すべての小中学校において、学校と地域をつなぐ仕組みとして「コミュニティ・スクール」制度を導入しています。

この制度は、地域が学校の教育活動に参画することを促しながら、連携を深めるための枠組みを整えるものです。このような仕組みにより、学校と地域の協力体制をより強固なものにし、双方が主体的に関わり合える体制を目指しています。さらに、各学校の状況に応じて活動内容を工夫することで、柔軟性や多様性に配慮した支援体制を構築することが可能になると考えています。

本町では、町教育委員会とPTAが共催して、今年1月に「コミュニティ・スクール」をテーマとした教育フォーラムを開催しました。このフォーラムには、学校運営協議会や地域学校協働活動推進員の方々が参加し、教員と共に同じテーマを共有する場となりました。このような場は、地域と学校が協力して子どもたちを育むという意識を共有するために非常に重要であり、フォーラムを通じて連携の基盤を強化することができたと考えています。

また、地域とのつながりを深める活動は、子どもたち自身にとっても重要です。児童生徒が地域の行事や活動に積極的に参加することで、地域住民の皆様と直接的な関わりを持つ機会を増やすとともに、その意欲や姿勢を育むことが期待されます。このような活動は、コミュニティ・スクールを通じて推進していくべき重要な取組であり、子どもたちが地域社会に主体的に関わる力を育む一助となると考えています。

2. 愛知県の体力テスト全国平均を下回る

スポーツ庁の全国体力・運動能力、運動習慣等調査(全国体力テスト)で今年度、県内の小学5年生、中学2年生の男女とも体力合計点が全国平均を下回りました。特に小学校5年男子は全国最下位の結果でした。

1月7日付け読売新聞朝刊によると、「県教育委員会保健体育課の担当者は「昨年の点数は上回っているものの、全国平均には及んでいない。引き続き、(体力向上の)取り組みを続けていきたい」と話す。今年度から、小4に休み時間などを使って体力テストと同じ種目に取り組んでもらい、優秀な児童には「体力賞」を渡すなどの取り組みを始め、5年生での体力テストに備えてもらっているという。」そこで伺う。

- (1) 令和7年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査から、本町の児童生徒の結果の概要について伺う。
- (2) 知多5市4町の小中学校と比較して本町の児童生徒の体力について見解を伺う。
- (3) 体力合計点・総合評価・運動意欲の本町での結果について見解を伺う。
- (4) 健康の三原則(運動、食事、休養及び睡眠)等の大切さについて伺う。
- (5) 本町として体育、保健体育の取組の今後の方向性を伺う。

【回答】

ご質問2点目の「愛知県の体力テスト全国平均を下回る」についてお答えします。(1)の「令和7年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査から本町の児童生徒の結果の概要」及び(3)の「体力合計点・総合評価・運動意欲の本町での結果についての見解」については、まとめてお答えします。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、小学校5年生及び中学校2年生を対象として、二種類の調査で構成されています。

一つ目は実技による調査で、「50メートル走」、「立ち幅とび」、「持久走またはシャトルラン」、「ソフトボールまたはハンドボール投げ」、「反復横とび」、「長座体(ちょうざたい)前屈(ぜんくつ)」、「握力」、「上体起こし」の8項目を実施します。

この実技による調査では、各項目の結果を10点満点で換算し、合計80点満点で体力合計点を算出します。そして、評価基準表に基づき、総合評価AからEの5段階で評価を判定します。

二つ目は質問紙調査で、教育委員会、学校及び児童生徒を対象としています。教育委員会と学校に関する質問は、体力・運動能力向上に向けた取組に関する内容です。児童生徒への質問は、運動や生活習慣に関する内容で構成されており、

これらを総合的に分析します。

令和7年第1回東浦町議会定例会において、前田議員から同内容の質問をいただき、昨年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について答弁しました。

本町の児童生徒の状況の変化を示すため、今年度の結果との比較を用いてお答えします。

実技による調査から算出した体力合計点においては、小学校5年生男子は50.4点で昨年度より1.8点高く、小学校5年生女子は47.6点で昨年度より2.2点低い結果でした。中学校2年生男子は49.8点で昨年度より1.6点低く、中学校2年生女子は48.7点で昨年度より2.8点低い結果でした。

また、総合評価において、A及びBの割合は、小学校5年生男子は38.6%で昨年度より10.7%高く、小学校5年生女子は33.8%で昨年度より0.1%低い結果でした。中学校2年生男子は33.3%で昨年度より5.7%低く、中学校2年生女子は48.4%で昨年度より10.6%低い結果でした。

なお、運動意欲は、質問紙調査のうち「運動やスポーツをすることは好きですか」という設問で、「好き」または「やや好き」と回答した割合でお答えします。小学校5年生男子は91.5%で昨年度より0.6%低い結果でした。小学校5年生女子は86.0%で昨年度より5.0%高い結果でした。中学校2年生男子は91.1%で昨年度より2.8%低く、中学校2年生女子は70.5%で昨年度より9.8%低い結果でした。

中学校2年生の男子及び女子の結果については、体力合計点、総合評価、運動意欲のいずれも昨年度より低い状況となっています。しかしながら、この結果を「数値が低いから良くない」と一概に捉えるのではなく、運動やスポーツにおいても児童生徒一人一人の個人差に対応した授業を展開したいと考えています。

児童生徒一人一人の特性を適切に理解し、個性に寄り添った効果的な指導を行うため、本町では、小中学校の体育主任を中心とした「学校体育研究会」が主体となり、器械運動、陸上競技、水泳、球技など、体育分野で取り組む技能分析を実施しています。技能分析では、児童生徒がつまずきやすいポイントを洗い出し、それに応じた改善策の提示や指導の場の設定を行い、個人差に応じた授業を展開するための基盤を整えています。

この取組によって、保健体育を専門としていない教員であっても、児童生徒の個別のニーズや能力を考慮した授業を実施できるよう支援し、より充実した体育指導を実現することを目指しています。

次に、(2)の「知多5市4町の小中学校と比較して本町の児童生徒の体力の見解」についてです。

現在は、愛知県教育委員会から知多5市5町の小中学校に関する結果の情報提供がないため比較を行うことはできませんが、2023年度まで公表されていた愛

知県内における順位では、54市町村中、小学校5年生男子が4位、小学校5年生女子が13位、中学校2年生男子が4位、中学校2年生女子が12位という結果で、上位に位置していると認識しています。

学校教育におけるICTは、「GIGAスクール構想」により急速に発展し、タブレット端末を活用した効率的な授業の導入により利便性が向上する一方で、体育の授業の充実が今後の課題の一つとして挙げられています。

実技による調査の8項目体力合計点から算出する偏差値は、上位から「長座体(ちょうざたい)前屈(ぜんくつ)」51.6、「反復横とび」49.4、「立ち幅とび」48.9、「上体起こし」48.3、「握力」47.4、「ソフトボールまたはハンドボール投げ」46.2、「50メートル走」45.2、「持久走またはシャトルラン」45.0で、「持久走またはシャトルラン」の偏差値が一番低い状況です。

そのため、本町では独自に小中学校を対象とした「体力チャレンジ」「マラソンチャレンジ」「縄跳びチャレンジ」などの活動に取り組み、今後も「持久力」に重点を置いて、指導方法の工夫をさらに進めて、児童生徒の体力向上を図っていきます。

次に、(4)の「健康の三原則(運動、食事、休養及び睡眠)等の大切さ」についてです。

児童生徒の健やかな成長を支える上で、健康の三原則である「運動」「食事」「休養及び睡眠」の重要性を児童生徒自身に十分に認識させ、これらを生活習慣として定着させることが重要です。特に成長期にある児童生徒にとって、心身の健康を基盤とした生活習慣の形成は、学力の向上や社会性を身につける上でも深く関わります。

まず「運動」については、体力の向上に加え、意欲の向上やストレスの軽減が期待されます。学校では体育の授業や部活動を通じて運動習慣を育むとともに、体を動かす楽しさを実感できる環境整備に努めています。また、地域とも連携してスポーツイベントや体験活動の機会を設け、児童生徒が主体的に運動に親しむことができる場を提供しています。

次に、「食事」については、特に朝食が重要です。朝食を摂ることで脳や身体の働きが高まり、一日の活動をより充実したものとすることができます。小学校では、3年生の保健の授業や、6年生の家庭科の授業で朝食の役割や栄養バランスについて学ぶ機会を設け、健康的な食生活の大切さについて指導しています。

また、栄養教諭による「食の指導」の授業を通じて、食習慣への関心を深める取組を進めています。

最後に、「休養及び睡眠」についてです。成長期における質の良い睡眠は、心身の回復、学びの効率の向上、不安やストレスの軽減に欠かせません。保健だよりなどを通じて保護者へ働きかけるとともに、授業や学級活動において、睡眠時間の確保や生活リズムの大切さについて指導しています。

今後も、学校・家庭・地域が連携しながら、児童生徒が健康的な生活習慣を主

体的に身につけることができるよう、引き続き環境の整備と支援に努めます。

次に、(5)の「本町として体育、保健体育の取組の今後の方向性」についてです。本町並びに知多地区の学校では、学習指導要領を基に、知多地方教育事務協議会が作成した「知多地方教育計画案」に示された方針に準じた教育活動を行っています。

それに加えて、本町では、一人一人の個人差に対応した授業を展開し、学習意欲を向上させながら体力を高めることをねらいとして、町全体で授業の個別化に取り組んでいます。

また、授業内容のさらなる充実を図るため、種目選択が可能な授業や、インディアカやミニテニスなどニュースポーツを取り入れた授業を実施しています。この取組により、児童生徒がより多様な運動やスポーツに触れる機会を提供し、大人になってからもスポーツや運動を継続して楽しむことができる意欲を育むことを目指しています。

今後は、個別化や個性を尊重した教育をさらに推進するとともに、生涯学習へつなげることで、児童生徒の体力向上や健康な生活の基盤を構築していきたいと考えています。

令和8年度 東浦町教育委員会職員数

(4月1日人数)

		令和8年度	令和7年度	増 減	備 考
こども未来部長		1 人	1 人	0 人	
こども未来部次長		1 人	1 人	0 人	
教 育 課	職 種	令和8年度	令和7年度	増 減	備 考
	正規職員	24 人	23 人	1 人	指導主事3名、 保育士7名を含む
	会計年度任用職員	139 人	139 人		
	教育課事務員	1 人	1 人	0 人	
	こどもと親の相談員	2 人	2 人	0 人	
	学習支援コーディネーター	3 人	3 人	0 人	
	個性化・個別化教育アドバイザー	1 人	1 人	0 人	
	ふれあい教室	4 人	4 人	0 人	
	アフタースクール	10 人	11 人	1 人	
	地域学校協働活動コーディネーター	1 人	1 人	0 人	
	地域クラブコーディネーター	2 人	2 人	0 人	
	小学校	77 人	78 人		
	学校用務員	14 人	14 人	0 人	
	学校事務員	7 人	7 人	0 人	
	心の健康相談員	7 人	7 人	0 人	
	学校生活支援員	36 人	37 人	1 人	
	教科等特別指導員	7 人	7 人	0 人	
	理科実験支援員	2 人	2 人	0 人	7校2名
	日本語適応教室補助員	4 人	4 人	0 人	石浜西小学校
	中学校	28 人	27 人		
	学校用務員	6 人	5 人	1 人	
	学校事務員	3 人	3 人	0 人	
	学校給食用務員	1 人	2 人	1 人	
	心の健康相談員	3 人	3 人	0 人	
	校内教育支援センター支援員	3 人	3 人	0 人	
	学校生活支援員	8 人	7 人	1 人	
日本語適応教室補助員	2 人	2 人	0 人	東浦中学校	
養護教諭補助員	2 人	2 人	0 人	東浦中学校	
小中学校	10 人	9 人			
学校図書用務員	4 人	4 人	0 人	10校4名	
学校環境整備員	6 人	5 人	1 人	北地区3名、南地区3名	
計	正規職員	26 人	25 人	1 人	
	会計年度任用職員	139 人	139 人	0 人	

東浦町教育支援委員名簿

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

NO	氏名	所属	備考
1	日高 啓量	ひだかこどもクリニック 医師	
2	都築 秀明	耳鼻咽喉科みやこクリニック 医師	
3	衛藤 真有	大府もちのき特別支援学校 校長	
4	薬丸 貴之	ひいらぎ特別支援学校 校長	
5	大津加 与	大府特別支援学校 校長	
6	今枝 徹	千種聾学校 校長	
7	天埜 なな	知多児童・障害者相談センター 児童福祉司	
8	二村 圭史	校長会会長	
9	種村 修一	特別支援教育担当校長	
10	小島 亜矢	健康課 保健師	
11	竹内 弘美	子育て支援課 指導保育士	

【参考】

東浦町教育支援委員会運営規則

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 医師

(2) 学識経験を有する者

(3) 児童・障害者相談センターの職員

(4) 保健師

(5) 町内の小学校及び中学校の教職員並びに特別支援学校の教職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和8年度 教育課報告

令和8年4月

児童生徒数(4月9日現在)

(人)

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	2	34	3	28	1	31	8	37	3	34	2	21	19	185
	女	2	32	0	27	0	25	1	26	1	33	4	35	8	178
	計	4	66	3	55	1	56	9	63	4	67	6	56	27	363
生路小学校	男	1	42	4	31	4	30	0	32	3	28	0	28	12	191
	女	0	29	0	27	0	19	0	26	1	30	1	37	2	168
	計	1	71	4	58	4	49	0	58	4	58	1	65	14	359
片葩小学校	男	2	20	1	29	2	36	1	19	3	28	3	38	12	170
	女	0	27	2	23	2	42	1	27	0	27	0	35	5	181
	計	2	47	3	52	4	78	2	46	3	55	3	73	17	351
石浜西小学校	男	2	19	3	26	3	36	5	29	6	35	4	46	23	191
	女	0	18	0	27	1	26	1	34	2	29	3	37	7	171
	計	2	37	3	53	4	62	6	63	8	64	7	83	30	362
緒川小学校	男	2	29	3	43	1	40	2	55	2	42	4	37	14	246
	女	0	32	2	33	0	33	0	35	1	46	0	51	3	230
	計	2	61	5	76	1	73	2	90	3	88	4	88	17	476
卯ノ里小学校	男	1	25	1	25	6	35	6	30	3	21	1	32	18	168
	女	1	22	0	35	1	25	2	26	2	26	1	15	7	149
	計	2	47	1	60	7	60	8	56	5	47	2	47	25	317
森岡小学校	男	5	57	3	37	2	42	0	29	4	36	0	39	14	240
	女	0	45	0	49	0	43	0	44	1	38	1	48	2	267
	計	5	102	3	86	2	85	0	73	5	74	1	87	16	507
小学校計	男	15	226	18	219	19	250	22	231	24	224	14	241	112	1,391
	女	3	205	4	221	4	213	5	218	8	229	10	258	34	1,344
	計	18	431	22	440	23	463	27	449	32	453	24	499	146	2,735
東浦中学校	男	5	127	6	127	4	120							15	374
	女	4	108	6	127	7	124							17	359
	計	9	235	12	254	11	244							32	733
北部中学校	男	0	58	7	100	3	88							10	246
	女	1	61	2	84	1	72							4	217
	計	1	119	9	184	4	160							14	463
西部中学校	男	3	23	1	24	2	16							6	63
	女	0	28	0	15	0	28							0	71
	計	3	51	1	39	2	44							6	134
中学校計	男	8	208	14	251	9	224							31	683
	女	5	197	8	226	8	224							21	647
	計	13	405	22	477	17	448							52	1,330

(特別支援は内数です)

要保護・準要保護児童生徒数

(人)

学 校 名	3 月		2 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤江小学校	0	24	0	25
生路小学校	0	27	0	27
片葩小学校	0	24	0	25
石浜西小学校	2	104	2	108
緒川小学校	0	27	0	27
卯ノ里小学校	0	22	0	25
森岡小学校	2	24	2	25
小学校計	4	252	4	262
東浦中学校	1	78	1	79
北部中学校	0	36	0	36
西部中学校	0	17	0	17
中学校計	1	131	1	132
総計	5	383	5	394

長期欠席者数

(人)

学 校 名	3 月	2 月
藤江小学校	6	4
生路小学校	1	2
片葩小学校	3	2
石浜西小学校	13	15
緒川小学校	1	5
卯ノ里小学校	5	6
森岡小学校	0	1
小学校計	29	35
東浦中学校	26	30
北部中学校	14	25
西部中学校	2	3
中学校計	42	58
総計	71	93

いじめ認知件数

(件)

学 校 名	3 月	2 月
藤江小学校	0	0
生路小学校	0	0
片葩小学校	1	2
石浜西小学校	0	1
緒川小学校	0	0
卯ノ里小学校	0	0
森岡小学校	1	0
小学校計	2	3
東浦中学校	0	1
北部中学校	0	1
西部中学校	0	0
中学校計	0	2
総計	2	5

その他

小中学校タブレット端末の保守業務委託を契約しました。
 児童生徒及び教職員の健康診断を契約しました。
 東浦町立小中学校授業支援ソフトウェアの借上げを契約しました。
 庁用バス運行業務を契約しました。
 小学校水泳指導業務を契約しました。
 知能検査・学力検査を契約しました。
 QU検査を契約しました。

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
 - ・新入学学用品費(新小中1年)
 - ・給食費
 - ・林間学校費(小5、中2)
 - ・修学旅行費(小6、中3)
 - ・卒業アルバム代等
- 要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

小中学校の主な行事予定(令和8年5月)

	曜日	行事名等	備考
1	金		
2	土		
3	日	憲法記念日	
4	月	みどりの日	
5	火	こどもの日	
6	水	振替休日	
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水		第5回教育委員会定例会 9:30~
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		

令和8年
学校給食5月分予定献立表(案)

東浦町学校給食センター

18回		献立名		備考
日	曜			
1	金	白玉うどん 牛乳	山菜うどんの汁 鶏肉の塩こうじ焼き 野菜のゆかりあえ かしわもち	こどもの日
7	木	麦ご飯 牛乳	米粉ハヤシライス ツナサラダ スライスパインのシロップ煮	
8	金	ご飯 牛乳	豚肉の生姜焼き 和風ポテトサラダ 若竹汁	
11	月	麦ご飯 牛乳	ビビンバ(肉・卵) ビビンバ(野菜) 豆乳キムチ鍋	
12	火	小型ロールパン 牛乳	焼きそば つくねだんご フルーツポンチ	
13	水	ご飯 牛乳	焼きさばのおろしかけ 野菜のごまあえ 具たくさんみそ汁	
14	木	ご飯 牛乳	いわしの梅煮 肉じゃが キャベツのしそひじきあえ	
15	金	ソフトめん 牛乳	カレー南蛮 五目きんぴら わかめともやしのごま酢あえ	
18	月	麦ご飯 牛乳	マーボー豆腐 ビーフン入り野菜炒め スライスパインのシロップ煮	
19	火	ミルクロールパン 牛乳	豚肉とじゃがいものトマト煮込み 小松菜のバターソテー 蒲郡みかんゼリーポンチ	食育の日
20	水	ご飯 牛乳	かつおそぼろごはんの具 高野豆腐の卵とじ 海藻サラダ	
21	木	ご飯 牛乳	さばの香味焼き 野菜とささみの和え物 呉汁	
22	金	ご飯 牛乳	あじフライ ふきとたけのこのおかかあえ かきたま汁	
25	月	麦ご飯 牛乳	米粉カレーライス オムレツのトマトソースかけ いんげん豆とアスパラガスのサラダ	
26	火	スライスパン 牛乳	ツナサンド ミネストローネ フルーツのヨーグルトあえ	
27	水	ご飯 牛乳	いわしのしょうが煮 じゃがいものそぼろ煮 野菜の香の物あえ	
28	木	ご飯 牛乳	春巻き チンジャオロースー 中華コーン卵スープ	
29	金	ご飯 牛乳	さわらのみそマヨネーズ焼き 大豆とひじきの炒め煮 豚汁	

令和8年度 学び支援課生涯学習系の事業報告・事業計画

1. 事業報告【4月】

文化センター開催事業

- ・なし

地区コミュニティセンター開催事業

- ・なし

図書館開催事業

- ・11日（土）～：東浦町中央図書館35周年記念フォトコンテスト「35」の世界
- ・26日（日）：第1回図書館クイズ王決定戦！
- ・26日（日）：よむらびカフェ（カフェの移動販売）

2. 事業計画【5月】

文化センター開催事業

- ・なし

地区コミュニティセンター開催事業

- ・14日（木）：フラワーインテリア作り 1/3（卯ノ里コミュニティセンター）

図書館開催事業

- ・23日（土）デジタル絵本を作ろう！
- ・23日（土）よむらびカフェ（カフェの移動販売）

令和8年度 学び支援課スポーツ系の事業報告・事業計画

1. 事業報告【4月】

スポーツ推進委員会事業

- ・ 14日（火）：定例会
- ・ 18日（土）：モルック研修会
- ・ 22日（水）：第1回知多地区役員会（大府市）

知多北地区スポーツ連絡協議会事業

- ・ 15日（水）：第1回理事会（東海市）

スポーツ協会事業

- ・ 9日（木）：第1回役員会
- ・ 23日（木）：評議員会

第19回愛知県市町村対抗駅伝競走大会事業

- ・ 8日（水）：第1回実行委員会

2. 事業計画【5月】

スポーツ教室事業

- ・ 子ども運動教室
 - 子ども体育年少教室始め4教室
 - 5月12日（火）～10月16日（金）
 - 年少、年中、年長、小学校1年生 各定員16名

スポーツ推進委員会事業

- ・ 12日（火）：定例会
- ・ 16日（土）：第5回モルックチャレンジカップ

第19回愛知県市町村対抗駅伝競走大会事業

- ・ 21日（木）：第2回実行委員会
- ・ 24日（日）：第1回ランニングスキルアップ教室（あいち健康の森）
- ・ 31日（日）：第2回ランニングスキルアップ教室（あいち健康の森）

令和8年度 観光交流課の事業報告・事業計画

4月 事業報告

1 郷土資料館事業

- ・ 3月28日(土)から4月19日(日)まで ミニ企画展「家康の母 於大」
- ・ 4月25日(土)から6月21日(日)まで 収蔵品展「郷土の書家 中川南巖」

2 観光推進事業

- ・ 18日(土) 第33回東浦町於大まつり
- ・ 26日(日) ナゴヤハウジングセンター半田会場 移住・定住フェア出展

5月 事業計画

1 郷土資料館事業

- ・ 14、21、28日(木) 陶芸教室・春「手びねり型打ち・ろくろ」
- ・ 16、23、30日(土) 歴史講座「豊臣兄弟のあゆみと城」
- ・ 4月25日(土)から6月21日(日)まで 収蔵品展「郷土の書家 中川南巖」